(契約締結前交付書面)

公共債のご案内

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定(契約締結前の書面 交付)によりお渡しするものです。

公共債とは国・地方公共団体・政府関係機関などが発行する債券です。 この書面には、公共債の売買などの取引を行っていただくうえでのリ スクや留意点が記載されています。

あらかじめ本書面をよくお読みいただき、取引の内容を十分ご理解の うえ、お客さま自身の判断と責任において、取引いただきますようお願 いします。

なお、不明な点は取引開始前に確認ください。

本書面は、以下の事項について記載しています。

- 1. 利付国債・地方債・政府保証債の取引について
- 2. 個人向け国債の取引について
- 3. 公共債(利付国債・地方債・政府保証債・個人向け国債)に 共通の案内事項

株式会社 大垣共立銀行

登録金融機関 東海財務局長(登金)第3号 OKB証券 株式会社

金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第191号

説明者

1. 利付国債・地方債・政府保証債の取引について (OKB証券は、地方債のみの取り扱いとなります)

- 利付国債・地方債・政府保証債(以下「円貨建て債券」)の取引は、主に募集・売出しなどや、大垣 共立銀行又はOKB証券が直接の相手方となるなどの方法により行います。
- 円貨建て債券は、金利水準の変化や発行者の信用状況に対応して、価格が変動することなどにより、 損失が生ずるおそれがありますので注意してください。
- 円貨建て債券について約定が成立した場合は、その注文の取り消しはできません。

円貨建て債券にかかる金融商品取引契約の概要

大垣共立銀行またはOKB証券における円貨建て債券の取引については、以下によります。

- 円貨建て債券の募集、若しくは売出しの取り扱い又は私募の取り扱い
- 大垣共立銀行又はOKB証券が自己で直接の相手方となる売買
- 円貨建て債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

譲渡の制限

- 利付国債は、その償還日又は利子支払日の当日から5営業日前までを受渡日とする取引はできません。
- 地方債・政府保証債は、その償還日又は利子支払日の当日から8営業日前までを受渡日とする取引はできません。

手数料など諸費用について

- 円貨建て債券を募集・売出しなどにより購入、大垣共立銀行又はOKB証券との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 原則として経過利子の支払いが必要です(売却時には経過利子の受け取りとなります)。

金融商品市場における相場、その他の指標にかかる変動などによって、損失が生じるおそれがあります。

○ 円貨建て債券の市場価格は基本的に、市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する 過程では債券価格は下落し、逆に、金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。 したがって償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる 場合があります。

また、市場環境の変化により流動性(換金性)が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。

有価証券の発行者の業務又は財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります。

- 円貨建て債券の発行者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって、売却損が 生じる場合があります。
- 円貨建て債券の発行者の信用状況の悪化などにより、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が 生じるリスクがあります。
- 円貨建て債券のうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされている ものについては、当該発行者などの信用状況の悪化などにより元本や利子の支払いが滞ったり、支払不 能が生じるリスクの程度はより高いと言えます。

円貨建て債券は、預金保険の対象ではありません。

円貨建て債券の取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。

○ 円貨建て債券の取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

円貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客さまに対する課税は、原則として以下によります。

- 円貨建て債券の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります(対象となるお客さまは、優遇税制「マル優・マル特」を受けることができます。ただし、政府保証債についてはマル特の適用を受けることはできません)。
- 円貨建て債券の譲渡益及び償還益は、上場株式などにかかる譲渡所得などとして申告分離課税の対象となります。
- 円貨建て債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式などの利子・配当及び譲渡損益などとの 損益通算が可能です。また、確定申告により、譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。 法人のお客さまに対する課税は、原則として以下によります。
- 円貨建て債券の利子、譲渡益及び償還益については、法人税にかかる所得の計算上、益金の額に 算入されます。

なお、税制が改正された場合などは、上記の内容が変更になる場合があります。 詳細につきましては、税理士などの専門家に問い合わせください。

参考情報(価格情報)の入手方法

- 円貨建て債券の価格などについては、取引店まで問い合わせください。
- 日本証券業協会では、お客さまが公社債の店頭取引を行う際の参考情報として「売買参考統計値」 及び「個人向け社債等の店頭気配情報」を原則として毎営業日発表しています。これらの情報は、 インターネット(日本証券業協会のホームページ http://www.jsda.or.jp/) や一部の新聞などにおいて もご覧いただけます。

2. 個人向け国債の取引について

- 個人向け国債の取引は、主に募集などの方法により行います。
- 個人向け国債は「社債、株式等の振替に関する法律」にもとづいて発行するものであり、券面は 発行されません。したがって本券の手元保管などはできません。
- 個人向け国債について約定が成立した場合、その注文の取り消しはできません(ただし募集期間中を除きます)。

個人向け国債にかかる金融商品取引契約の概要

大垣共立銀行及びOKB証券における個人向け国債の取引については、以下によります。

- 個人向け国債の募集の取り扱い
- 個人向け国債の中途換金のための手続き

譲渡の制限

個人向け国債の譲渡には、以下の制限があります。

- 個人向け国債は発行から1年を経過するまで、原則として中途換金はできません。 なお、期間内であっても、①口座名義人がお亡くなりになった場合、②大規模な自然災害により被 害を受けられた場合は中途換金が可能です。
- 個人向け国債は原則として個人のみ保有可能であり、個人以外への譲渡は認められていません。
- 個人向け国債はその償還日又は利子支払日の当日から、5営業日前までを受渡日とする取引はできません。

<u>手数料など諸費用に</u>ついて

個人向け国債の購入、及び中途換金に関する諸費用は以下のとおりです。

- 個人向け国債を募集により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 個人向け国債を中途換金する際は、原則として下記により算出される中途換金調整額が、「売却される額面金額に経過利子を加えた金額」から差し引かれます。

なお、発行から一定期間の間に中途換金する場合は、中途換金調整額が異なることがあります。

- ◇ 変動10年:直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685
- ◇ 固定5年:2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685
- ◇ 固定3年:2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685

個人向け国債は、預金保険の対象ではありません。

個人向け国債の取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。

○ 個人向け国債の取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

個人向け国債に関する租税の概要

- 個人向け国債の利子については利子所得として申告分離課税の対象となります (対象となるお客さまは、優遇税制「マル優・マル特」を受けることができます)。
- 個人向け国債の利子及び個人向け国債を中途換金した際に発生した中途換金調整額は、上場株式などの利子、配当及び譲渡損益などとの損益通算が可能です。

なお、税制が改正された場合などは、上記の内容が変更になる場合があります。 詳細につきましては、税理士などの専門家に問い合わせください。

3. 公共債(利付国債・地方債・政府保証債・個人向け国債)に共通の案内事項

大垣共立銀行が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要

- 大垣共立銀行は、金融商品取引法第33条の2の規定に基づき、登録金融機関業務として公共債 窓口販売業務、金融商品仲介業務などを行います。
- OKB証券の証券口座で取引される公共債の場合、大垣共立銀行は、販売会社であるOKB証券の業務委託を受けて、募集の取り扱い及び販売などに関する業務を行います。
- 公共債(利付国債・地方債・政府保証債・個人向け国債)の取引を行われる場合は、以下によります。
- 公共債の取引にあたっては、大垣共立銀行の証券口座又はOKB証券の証券口座のいずれかの開設が 必要となります。
- 取引の注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該注文にかかる代金をお預けいただい たうえで、注文をお受けいたします。注文にかかる代金などを全額お預けいただいていない場合、大 垣共立銀行又はOKB証券との間で合意した日までに、注文にかかる代金をお預けいただきます。
- 注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格など(利付国債・地方債・政府保証債の場合)、 又は銘柄、応募又は中途換金の別、数量など(個人向け国債の場合)、取引に必要な事項を明示してい ただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、取引ができない場合があります。
- 注文いただいた取引が成立した場合には、原則郵送にて、取引報告書をお客さまにお渡しいたします。

大垣共立銀行の概要

商 号 等	株式会社 大垣共立銀行 登録金融機関 東海財務局長 (登金) 第3号
本店所在地	〒503-0887 岐阜県大垣市郭町三丁目98番地
加入協会	日本証券業協会/一般社団法人 金融先物取引業協会
苦情処理措置及び 紛争解決措置の内容	当社は、上記加入協会から苦情の解決及び紛争の解決のあっせん等の委託を受けた一般社団法人全国銀行協会、もしくは特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センターを利用することにより、金融商品取引業等業務関連の苦情及び紛争の解決を図ります。 ・全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室電話番号 0570-017109 又は 03-5252-3772 (受付時間:平日9:00~17:00) ・証券・金融商品あっせん相談センター連絡先電話番号 0120-64-5005 (受付時間:平日9:00~17:00)
対象事業者となってい る認定投資者保護団体	ありません。
主な事業	銀行業
設立年月	1896年3月
当社連絡先	当社取引店又は以下にご連絡ください。 ダイヤルサービスセンター 電話番号 0120-888823 資産運用に関するお問い合わせ(※) 受付時間:平日 9:00~17:00 (※)音声ガイダンスが流れましたら、サービス番号 1 3 を押してください。

OKB証券の概要

商 号 等	OKB証券 株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第191号
本社所在地	〒503-0887 岐阜県大垣市郭町2丁目25番地
加入協会	日本証券業協会
苦情処理措置及び 紛争解決措置の内容	当社は、上記加入協会から苦情の解決及び紛争の解決のあっせん等の委託を受けた特定 非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センターを利用することにより、金融商品 取引業等業務関連の苦情及び紛争の解決を図ります。 ・証券・金融商品あっせん相談センター連絡先 電話番号 0120-64-5005 (受付時間:平日9:00~17:00)
対象事業者となってい る認定投資者保護団体	ありません。
主な事業	金融商品取引業
設立年月	2019年3月
当社連絡先	大垣共立銀行の取引店又は以下にご連絡ください。 電話番号 0120-483744 (受付時間:平日 9:00~17:00)